

決議 12.4

メロの取引に関する CITES と南極海洋生物資源保存委員会の協力

野生動植物の特定の種の保護および国際取引によって引き起こされる過剰利用や、その他の悪影響の防止に国際協力が不可欠であることを認識し、

地球の生態系にとっての海洋の重要性、および海洋環境並びにその資源の保護と保存に対するすべての国の義務を意識し、

条約第 15 条 2(b) 項が、海洋種に関し、事務局はこれらの種に関係する機能を持つ政府間組織と協議するものと規定していることを想起し、

漁業分野におけるいくつかの組織と地域協定が、回復と持続的利用の促進を望む種の漁獲の原産地証明に関するガイドラインを含む保護対策を採用していること、およびそれらの努力を成功させるには、それらの組織または協定の構成員または締約国ではない国を含むすべての国が、それら保護対策に協力し、それらを実施することが重要であることを認識し、

南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR) が、過剰利用の防止と全廃のための措置とともに、南極海洋生物資源の漁業の持続的発展およびそれら資源の責任ある利用に、その取引が影響を与えないようにするために、特にマジェランアイナメとライギョダマシ (*Dissostichus* 属) を含め、同委員会が規制する種の国際取引の透明性を確約することを目的とする他の措置を含む行動計画を採択したことに留意し、

CCAMLR が特定組織、並びに南極海洋生態系の保護に関係する側面において同委員会とその科学委員会の仕事に寄与するその他の組織との協力を進めていることに注目し、

違法、無規制、無報告の漁業活動が、マジェランアイナメとライギョダマシの個体群を含む数魚種の個体群に害を与えるおそれがあることを憂慮し、すべての国に対し、違法、無規制、無報告の漁業を根絶させるための国際的努力に協力するよう求め、

漁業が過剰利用の水準に達することを防ぐために、CCAMLR が全加盟国に対し、すべての南極海洋生物資源、特にマジェランアイナメとライギョダマシの商業利用に関する規制を定めたことに注目し、

CCAMLR が第 21 回会議で CITES 締約国に対し、メロのすべての輸入に関し、CCAMLR 漁獲証明制度に従う書類を要求するよう求めたことにさらに留意し、かつ、CITES とのさらなる協力が歓迎されることに合意し、

マジェランアイナメとライギョダマシの製品の国際取引に関する情報交換と、これらの種の国際取引が最大限の合法性、厳格性、透明性を伴い実施されることを保証するための努力という両面で、CCAMLR と CITES が密に協力する必要性も認識し、

CCAMLR によって規制される種の標本の違法国際取引が、CCAMLR の有効性と CITES の原則を損なうことを憂慮し、

CITES 締約国に対し、自国の旗を掲げた船舶が CCAMLR によって採用された保護対策またはその条約の範囲外で、自国管轄水域内で *Dissostichus* 属の標本が捕獲される国々によって自発的に採用された保護対策を損なわないようにするために、権限内で行使できるあらゆる対策を講じるよう求め、

条約締約国会議は

メロの国際取引に関して

これらの種に関し、CCAMLR が *Dissostichus* 属に対して使用する *Dissostichus* 漁獲証明書を締約国が採用し、これらの種の標本が自国管轄圏内に持ち込まれるか、そこから輸出されるか、またはそこを通過するすべての場合に、確認要件として導入するよう勧告する。

メロ製品の違法取引に関して

違法、無規制、無報告の漁業との闘いにおける CCAMLR の仕事を十分に歓迎し、CITES 締約国に対し、マジェランアイナメとライギョダマシの標本の取引における疑問、特にそれらの地理上の原産海域を注意深く調べ、この点に関する情報収集において CCAMLR 事務局と協力するよう求める。

CCAMLR に対し、締約国会議を通じて CITES 締約国に継続的に情報を流すことを奨励し、

一方、条約事務局は CCAMLR 事務局に、これらの種の違法取引に関して入手可能なあらゆる情報を伝えることを要求する。

関心を持つすべての国、国連食糧農業機関 (FAO)、並びにこの分野で活動する他の政府間または国際組織に対し、これらの種の違法取引を防ぐための努力において協力し、関連情報を CCAMLR 事務局に伝えるよう呼びかける。

南極海洋生物資源保存条約の遵守に関して

メロを捕獲するか、またはメロ製品を取り引きし、
まだそれを行っていない締約国に対し、南極海洋生物

資源保存条約に遵守し、いかなる場合も、その保護対
策に自発的に協力するよう勧告する。 ■